

学校いじめ防止基本方針

野田市立清水台小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、保護者及び関係機関、地域の方も積極的に取り込み連携を図ることが必要である。

いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け取り組むことを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(3) 児童一人ひとりが留意すべき事

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

(4) 学校及び教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

児童の生きる力と自分自身と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなくてはならない。

また、在籍する児童がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、いじめられている児童を全力で守らねばならない。このことは、虐待の場合も同様である。

2 組織

(1) 危機管理委員会

校務分掌に「危機管理委員会」を設置し、校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整・記録）、生徒指導主任（指導）、学年主任、養護教諭、事務で構成する。

※重大事態の場合は、PTA会長（PTA本部役員）、スクールカウンセラーを加

える。その他、事案により柔軟に編成する（当該組織の事務、担当教諭等数名、教育相談担当、情報を担当する教諭、保護者の代表、警察、学校医等）。

メンバー及び分掌

係名	メンバー	内容
総務、渉外	校長、教頭、教務主任、（PTA会長）	市教委との協議、警察対応、マスコミ対応、該当児童や家庭への対応
会計・記録保存	事務、（PTA本部役員）	対応内容の時系列記録、会計収支、文書収集や分類保存
広報	研究主任	保護者宛文書原案作成、ホームページ公開
児童対応	生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当児童の担任、（スクールカウンセラー）	指導、心のケア、救急措置、説明、指示
保護者対応	教頭、（PTA会長）	臨時保護者会開催内容策定
原因究明	校長・教頭・教務主任（PTA会長）	聴取、調査、原因の究明

（2）組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめまたは虐待の相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめまたは虐待の事案の組織的対応の中核としての役割

（3）会議の開催

- ① 月に一度行う企画会議と併せて開催する。
- ② いじめまたは虐待の疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

- （1）いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- （2）いじめに向かわない児童を育てる。
- （3）いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。
「規律・学力・自己有用（肯定）感」
- （4）生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- （5）道徳教育の充実に加え、いのちを大切に作るキャンペーン、豊かな人間関係づく

り実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を作成する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめ等の指導（Google Classroom の使用上の注意を学級指導で実施、メディアリテラシーに関する教職員研修及び児童・保護者を対象とした講演会等の実施）をする。

(7) 児童の自発的な活動（いじめゼロ宣言、児童会の活動、児童から提案された活動等）を支援する。

(8) その他（教職員の配慮事項）

① 学級担任、教科担任

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の児童との雑談などを通して、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 養護教諭

- ・保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・保健室を利用する児童との会話等で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

③ 生徒指導主任

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による教育相談の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

④ 校長・教頭

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

4 いじめの早期発見について

(1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

- ① 第1回「いじめ実態調査」実施（6月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）・継続支援状況の確認（通年）
- ② 第2回「いじめ実態調査」実施。（11月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）・継続支援状況の確認（通年）

(2) 教育相談期間を実施する。

- ① 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」前に実施
第1回 5月～6月
第2回 10月
- ② 「相談ポスト」（毎月10日に内容確認）を活用した教育相談を実施

(3) 家庭や地域と連携して情報の共有化を図る。

- ① 家庭との連携
本基本方針について、保護者に周知して理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。いじめがあった場合は、児童の変化を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。
- ② PTAや地域との連携
本基本方針について、地域に周知して理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。

(4) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

- ① 野田市教育委員会 7125-1111
- ② ひばり教育相談 7125-8088
- ③ 野田警察署 7125-0110
- ④ 学校・野田市以外の主な相談窓口
 - ・24時間子どもSOSダイヤル 0120-078-310
 - ・子どもの人権110番 0120-007-110
 - ・県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
 - ・千葉いのちの電話 043-227-3900
 - ・ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

5 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止めさせる。他の教員を呼ぶ等、状況に応じて適切な対応をとる。
- ② 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、いじめを行った児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行い、確実に記録を残す。
- ④ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑤ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ⑥ 教員が、いじめまたはいじめが存在する可能性を認知したときは、すみやかに危機管理委員会に報告する。

(2) 指導・支援体制を整える。(事案に応じた組織編成)

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み、方針を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。
 - ・いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - ・その保護者への対応
 - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、危機管理委員会で適切に対応する。

(3) いじめの解消

① いじめが解消されている状態の判断

いじめが「解消されている」状態といえるためには、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。学校は、これら2つの要件以外のすべての事情を勘案して、いじめが解消されたか否かを判断する。

- ・いじめにかかる行為がやんでいること(少なくとも3か月以上)。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

② 解消後の措置

いじめが「解消されている」状態になった後も、教員は、再発の可能性を踏まえて、日常的に被害児童及び加害児童を注意深く観察する。

6 いじめの指導について

(1) 児童への指導・支援を行う。

危機管理委員会で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

① いじめられた児童に対応する教員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童に対して別室指導・出席停止等の措置を行った場合には、別室指導・出席停止等の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者、スクールロイヤー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒の家庭訪問（事情に応じて学校面談）を行う。

- ① 家庭訪問等（加害側も被害側も。また、学級担任を中心に複数人数で対応）により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「疑いがある」とは、いじめ行為と自殺や不登校等との間に因果関係が存在することが考えられるならば、因果関係の存在が明白でなくとも「疑いがある」とする要件を満たす。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会指導課長に報告する。

8 公表、点検、評価等について

- ・学校評価により、いじめ防止の取り組みを児童、保護者、教職員が評価する。
- ・評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ・評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて、危機管理委員会を中心に少なくとも年1回は点検し、必要に応じて見直す。

9 年間指導計画

年度によって施策や行事等が異なる場合がある。道徳は行事や学級の実態に合わせて対応していく。

	教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事（会議・研修等）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちを大切にするキャンペーン（～夏季休業前） ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○ひばり教育相談の派遣・研修会 ○野田市スクールサポーター配置 ○野田市新規採用教職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○表札訪問・個人面談 ○SOSの出し方教育（大型連休前）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○野教研生徒指導部会 ○小・中生徒指導推進研究協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○運動会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校警察連絡協議会（小・中） ○保護司学校連絡会 ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○いじめアンケート実施
7・8月	<ul style="list-style-type: none"> ○「夏季休業における児童生徒の指導」 ○教員実践教育相談 ○スクールロイヤーによる教職員向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○学校生活アンケート実施 ○個人面談 ○SOSの出し方教育（夏季休業前）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 ○スクールロイヤーによる特別授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○いじめアンケート実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議 ○学校生活アンケート実施 ○個人面談

1月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会 ○「卒業期及び学年末学年始児童生徒の指導」 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（小・中） ○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り） ○教員実践教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会 ○企画会議（危機管理委員会） ○職員会議